

自動車保険の仕組み

三井住友海上火災保険株式会社 名古屋損害サポート部 副部長 深田 徹

自動車保険が1998年に完全自由化されて以来早や10年以上が経ちます。損害保険会社の多くは合併や統合を行い、商品やサービス開発に凌ぎを削ってきました。結果、運転者の特性や自動車の装備で細かく分類し保険料の低価格化を可能にしたリスク細分型の保険商品や、補償内容を充実させた完全補償型商品等、様々な特色を打ち出した自動車保険のが出てきています。今回の発表では、自動車保険の補償を中心とした機能をご説明しますが、これに先立ち先ず①保険とは何か？より紐解き②保険の種類と特徴③自動車保険の基礎知識④自動車保険の補償内容と役割、につき進めて参りたいと思います。

①保険とは何か？

保険とは、私たちが社会的に生活していく上で存在する確率上起こりうる大きなリスクについて、多くの人たちで少しずつ負担をして、少ない確率にあたってしまった場合その人の負担を軽減しようとするシステムのことです。このような「万人は一人のために、一人は万人のために」という相互扶助のシステムのもとで人々のリスクを軽減する事が保険制度のあらましであり、社会的な役割です。

②保険の種類と特徴について

この様に助け合いの精神から成り立つ保険は、「生命保険」と「損害保険」の大きく二つに分けられています。生命保険が「死亡」「傷病」というリスクに対して保険金を支払い、損害保険は一定の偶然の事故による損害をてん補するものと位置付けられています。

保険は、第一分野（生命保険固有分野）、第二分野（損害保険固有分野）、第三分野（医療保険・がん保険等、生損保の双方が扱う分野）の3つに分類されています。

③自動車保険の基礎知識について

自動車保険は、自賠法により保険契約の締結が強制されている自賠責保険（強制保険）と、加入が個人の自由に任されている任意保険に大

別されます。人身事故において、自賠責保険が第一次的保険であり、任意保険はその上乘せとして二次的に適用される保険です。

物損事故では自賠責保険では補償されないので任意保険にてカバーする事になります。

④自動車保険の役割・補償内容・種類について

自動車保険の役割は、交通事故で他人の生命、財物に損害を与えたことによって被る民事上の損害賠償責任の補償を中心に複数あります。以下種類と補償内容を簡単に記載します。

「対人賠償保険」

対人賠償保険は、被保険自動車の事故で相手の車に搭乗中の人や歩行者など他人を死傷させてしまった時に、損害賠償を補償する保険で、自賠責保険の上積みとなる保険です。

「対物賠償保険」

対物賠償保険は、被保険自動車の事故で、相手の車など他人の物を壊してしまった時に、損害賠償を補償する保険です。

「搭乗者傷害保険・人身傷害保険」

搭乗者傷害保険・人身傷害保険は、自分や同乗者が死傷してしまった場合の補償をするものです。前者は、被保険自動車に搭乗中人が死亡したり、後遺障害または傷害を被った場合、予め定められた補償額を支払う保険です。また後者は、自動車事故により被保険者が死傷された場合に生じる実際の損害を、自身の過失にかかわらず約款に定められた基準に従い保険金額の範囲内で補償する保険です。

「無保険車傷害保険」

無保険車傷害保険は、被保険者が他の自動車との事故により後遺障害・死亡した場合で、相手方が不明または保険を付保していない為に賠償を受けられない時に支払われる保険です。

「車両保険」

車両保険は、偶然な事故により被った被保険自動車自体の損害を補償する保険です。

以上、保険のあらましから自動車保険の役割、補償内容と種類につき述べました。発表では、更に交通事故の高額判例や、交通事故と企業の責任などについても触れたいと思います。